



新潟県



発行 新潟県

号外 1

平成30年 3 月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 32 新潟県県税規則の一部を改正する規則(税務課)
- 33 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業立地課)

規 則

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第32号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 2以上の地域振興局の所管区域にわたる事件その他特別の事情があることにより、知事において調査することが適当であると認められる犯則事件の調査及び処分</u></p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第9条 徴収金(条例第56条の2、第63条第1項、<u>第63条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払込む徴収金を除く。</u>)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</p> <p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) <u>法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第34項、第37項及び第38項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項(法第72条の41の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第</p>	<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第9条 徴収金(証紙をはり、証紙代金収納計器により金額の表示を受け、又は口座振替の方法により納付する徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</p> <p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) <u>法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第32項、第35項及び第36項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項(法第72条の41の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27</p>

73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金
(3)～(6) (略)

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に納付させた徴収金に係る納税義務は、同項の承認があつたとき(指定代理納付者が同項の指定する日を過ぎて納付した場合は、指定代理納付者が納付したとき)に完了する。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 (略)

2 法第73条の24第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、当該各項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3・4 (略)

(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)

第61条の2 法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

2 (略)

(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)

第62条 (略)

2 局長は、法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第117条 (略)

第118条 局長は、条例第29条第1項又は第2項の規

の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金
(3)～(6) (略)

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に納付させた徴収金に係る納税義務は、同項の承認があつたとき(指定代理納付者が同項の指定する日を過ぎて納付した場合は、指定代理納付者が納付したとき)に完了する。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 (略)

2 法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、法第73条の24第1項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3・4 (略)

(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)

第61条の2 法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

2 (略)

(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)

第62条 (略)

2 局長は、法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第117条 (略)

定による届出（法人を設立し、又は届出事項に異動を生じたことの届出に限り、法人課税信託に係るものを除く。）については、前条の規定にかかわらず、次項から第4項までに定めるところにより、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、別に知事が定めるところにより、知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は別記第73号様式に記載すべきこととされている事項を、当該届出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、届出を行わなければならない。

3 前項の規定により届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第2号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する方法により届出を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により届出を行う者は、別に知事が定めるところにより、別記第73号様式に添付すべきこととされている書類に記載すべき事項を第1項に規定する届出をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び第2項に規定する知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書類を提出しなければならない。

5 第1項の規定により行われた届出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に局長に到達したものとみなす。

附 則

1～5 （略）

6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税」とあるのは、「県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第3項、第9項、第11項及び第13項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第10条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定により課する県たばこ税を除く。）」とする。

附 則

1～5 （略）

6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）附則第6条第2項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第3項、第9項、第11項及び第13項の規定により課する県たばこ税を除く。）」とする。

別表 (第117条関係)

文 書 等 の 名 称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (指定都市以外用)	第52条	(略)
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (指定都市用)	第52条	別記第64号様式
(略)		
不動産取得税の減額(還付)申請書	法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)	(略)
(略)		

第43号様式 (第117条関係)

(略) 領収証書

(略)

裏面参照の上、上記のとおり納付してください。

年 月 日

お問い合わせ先

第63号様式 (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書
(指定都市以外用)

別表 (第117条関係)

文 書 等 の 名 称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書	第52条	(略)
(略)		
不動産取得税の減額(還付)申請書	法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)	(略)
(略)		

第43号様式 (第117条関係)

(略) 領収証書

(略)

裏面参照の上、上記のとおり納付してください。

年 月 日

お問い合わせ先

第63号様式 (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書

<p>(略)</p> <p>第65号様式から第67号様式まで 削除</p> <p>第77号様式の3 (第117条関係) 不動産の取得(特例適用等)申告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域振興局長 様</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	年 月 日	地域振興局長 様	<p>(略)</p> <p>第64号様式から第67号様式まで 削除</p> <p>第77号様式の3 (第117条関係) 不動産の取得(特例適用等)申告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長様</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">契約の 相手方</td> <td style="text-align: center;">住 所 (法人の場合) 所 在 地</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名 (法人の場合) 名 称</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	年 月 日	長様	契約の 相手方	住 所 (法人の場合) 所 在 地		フリガナ		氏 名 (法人の場合) 名 称	
(略)														
年 月 日														
地域振興局長 様														
(略)														
年 月 日														
長様														
契約の 相手方	住 所 (法人の場合) 所 在 地													
	フリガナ													
	氏 名 (法人の場合) 名 称													

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第56号様式を次のように改める。

第56号様式（第117条関係）

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

（当初・決算）

区 分	県 民 税			市 町 村 民 税			合 計		
	普通徴収 a	特別徴収 b	計 a+b c	普通徴収 d	特別徴収 e	計 d+e f	普通徴収 a+d g	特別徴収 b+e h	計 c+f g+h i
賦 課 額	譲渡所得以外 ①								
	譲 渡 所 得 ②								
	小計 ①+② ③								
	譲渡所得以外 ④								
	譲 渡 所 得 ⑤								
	小計 ④+⑤ ⑥								
計 ③+⑥ ⑦		⑭ うち給与所得分			うち給与所得分		⑮ うち給与所得分		
退職所得の分離課税に係る 所得割額 ⑧			⑯					⑰	
本年度課税額 ⑦+⑧ ⑨									
⑨のうち翌年度の収入となる べき額 ⑩		⑲ ⑳×㉔			⑲ ⑳-⑱		㉑		
⑨のうち本年度の収入となる べき額 ⑪									
前年度賦課のうち本年度の 収入となるべき額 ⑫									
本年度調定額 ⑪+⑫ ⑬			㉒					㉓	
特定あん分率 ㉒-⑬ (当初分のみ記載) ㉒-⑬ ㉓	0.	〔小数点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕	本年度調定区分割合 ⑬ (当初分のみ記載) ⑬	0.					
区分	納 税 義 務 者 の 種 別			徴収区分による納税義務者			摘 要		
	均等割額 のみのもの	所得割額 のみのもの	均等割額及び 所得割額のもの	計	普通徴収	特別徴収			
人	人	人	人	人	人	人			
譲渡所得以外									
譲 渡 所 得									
分 離 退 職									
計									

◎ 注
1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。
2 本年度調定区分割合は、円位まで算定される桁数まで算出のこと。

新潟県税条例第19条第 項及び第 項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

印

作成者職氏名

別記第63号様式の次に次の1様式を加える。

第64号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)
(指定都市用)

1 県民税及び市民税の調定額の調

現年課税分	区分	3月末日現在調定額		払込みあん分率		
	県民税	A	円	D = A / C		
	市民税	B		(年3月31日現在の確定あん分率)		
	計	C		平成30年3月31日現在の確定あん分率 D'		
滞納繰越分	区分	市の歳入所属年度と同一とした場合の3月末日精算前の滞納繰越額	市の収納は 年度で県への払込が翌年度となった額	3月末日現在滞納繰越額	滞納繰越額を調整すべき額	
	30年度以後課税分	県民税	E 円	H 円	I = (G×D) + H 円	K = I - (E + H) 円
		市民税	F		J = G - (G×D)	L = J - F
		計	G			
	29年度以前課税分	県民税	E'	H' 円	I' = (G' × D') + H'	K' = I' - (E' + H')
		市民税	F'		J' = G' - (G' × D')	L' = J' - F'
計		G'				

3 県民税に係る徴収金の払込過不足額の調

区分	精算基準額	県への払込済額	精算すべき額
現年課税分	M = A × D 円	イ 円	M - イ 円
滞納繰越分	平成30年度以後課税分	N = ウ × D	エ
	平成29年度以前課税分	N' = ウ' × D'	エ'
計			
延滞金	平成30年度以後課税分	O = オ × D	カ
	平成29年度以前課税分	O' = オ' × D'	カ'
加算金	平成30年度以後課税分	P = キ × D	ク
	平成29年度以前課税分	P' = キ' × D'	ク'

2 県民税及び市民税に係る徴収金の収納・払込済額の調(払込金精算の基礎数値)

区分 収納又は 払込み月	現年課税分		滞納繰越分				延滞金				加算金			
	現年課税分		平成30年度以後課税分		平成29年度以前課税分		平成30年度以後課税分		平成29年度以前課税分		平成30年度以後課税分		平成29年度以前課税分	
	県民税及び市民税の市での収納額の合計額	県民税の県への払込済額												
年4月から 年2月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年3月 ※「県への払込済額」は2月分として払込んだ額を記載すること														
計	ア	イ	ウ	エ	ウ'	エ'	オ	カ	オ'	カ'	キ	ク	キ'	ク'
年度分の収納で 年4月又は6月中に払込まれた額 (㊦)														

新潟県税規則第52条の規定により徴収金の払込額精算計算書を提出します。

年 月 日
地域振興局長 様

市長



作成者職氏名

別記第77号様式の2を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税規則附則第6項の改正は、同年10月1日から施行する。

(新潟県県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 新潟県県税規則等の一部を改正する規則(平成29年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。
第3条の改正規定の表中新潟県県税規則第5条の改正に係る部分を次のように改める。

(局長に委任しない知事の権限)

第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 自動車税の環境性能割の賦課

(5) 自動車税の環境性能割の徴収(条例第58条に規定する方法による徴収に限る。)

(6) 証紙徴収の方法又は条例第69条の2に規定する方法により徴収される自動車税の種別割の賦課徴収

(7)・(8) (略)

(9) 条例第66条の規定による自動車税の種別割の税率の特例に係る決定及び告示

(10)～(13) (略)

(徴収金の納付又は納入)

第9条 徴収金(条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則第45条の改正に係る部分を次のように改める。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第58条第1項後段又は第69条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

5 条例第58条第2項又は第69条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。

6 (略)

(局長に委任しない知事の権限)

第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 自動車取得税の賦課

(5) 自動車取得税の徴収(条例第56条の2に規定する方法による徴収に限る。)

(6) 証紙徴収の方法又は条例第63条の2に規定する方法により徴収される自動車税の賦課徴収

(7)・(8) (略)

(9) 条例第60条の規定による自動車税の税率の特例に係る決定及び告示

(10)～(13) (略)

(徴収金の納付又は納入)

第9条 徴収金(条例第56条の2、第63条第1項、第63条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第56条の2第1項後段又は第63条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

5 条例第56条の2第2項又は第63条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。

6 (略)

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第33号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p>第6条 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 $A \times B / C + D \times E / F$ 算式の符号</p> <p>A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業（<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。</u>以下この号において同じ。）以外の事業に係る所得</p> <p>B～F （略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6号様式（第7条関係） 不動産取得税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 その他地域振興局長が必要と認める書類</u></p>	<p>(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p>第6条 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 $A \times B / C + D \times E / F$ 算式の符号</p> <p>A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業以外の事業に係る所得</p> <p>B～F （略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（<u>昭和25年法律第226号</u>）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6号様式（第7条関係） 不動産取得税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1～4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。